

※この法令は廃止されています。
昭和四十年運輸省令第四十三号

船舶推進性能試験及び船舶用機関性能試験規則

造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第四
条第四項（同法第五条第三項において準用する場
合を含む。）の規定に基づき、並びに同法第四条
及び第五条の規定を実施するため、船舶推進性能
試験及び船舶用機関性能試験規則を次のように定
める。

（趣旨）

第一条 造船法第四条第一項及び第二項の船舶の
推進性能試験並びに同法第五条第一項の船舶用
推進機関及び船舶用ボイラーの性能試験の手
続、手数料等に関しては、この省令の定めると
ころによる。

第二条 削除

（試験依頼書の提出）

第三条 水そうによる船舶の推進性能試験、実地
による船舶の推進性能試験又は船舶用推進機関
若しくは船舶用ボイラーの性能試験を依頼しよ
うとする者は、それぞれ第一号様式、第二号様
式又は第三号様式の試験依頼書を国土交通大臣
に提出しなければならない。

（試験内容の変更）

第四条 前条第一項の規定により試験依頼書を提
出した者（以下「試験依頼者」という。）が依
頼した試験の内容を変更しようとする場合は、
変更しようとする事項を明記した書類を国土交
通大臣に提出しなければならない。

（試験の準備）

第五条 国土交通大臣は、必要があると認める場
合は、試験依頼者に対し、当該試験に必要な準
備を指示することができる。

（試験成績書の交付）

第六条 国土交通大臣は、当該試験が終了したと
きは、試験依頼者に試験成績書を交付するもの
とする。

（手数料）

第七条 水そうによる船舶の推進性能試験の手数
料の額は、別表第一のとおりとする。ただし、
船体、プロペラ、シャフトブラケット若しくは
ボツシングの模型を作成し、又は船体の模型の

一部を変更して行なう場合には、別表第二に定
める額を加算した額とする。
2 実地による船舶の推進性能試験の手数料の額
は、四万九千円とする。

3 船舶用推進機関及び船舶用ボイラーの性能試
験の手数料の額は、別表第三のとおりとする。
4 前三項の手数料は、国土交通大臣の指示に従
い、納付しなければならない。
5 第一項から第三項までの手数料は、試験依頼
者の都合により試験の依頼を取り下げた場合に
おいても、返還しない。

（試験成績書の複本の交付）

第八条 試験依頼者は、試験成績書の複本の交付
を受けようとする場合は、第四号様式の複本交
付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 水そう又は実地による船舶の推進性能試験の
試験成績書の複本交付手数料は、一通につき千
五百円、船舶用推進機関又は船舶用ボイラーの
性能試験の試験成績書の複本交付手数料は、一
通につき五百円とする。

（試運転成績の報告）

第九条 水そうによる船舶の推進性能試験を依頼
した者は、当該船舶の試運転を行なった場合に
は、その成績を国土交通大臣に報告しなければ
ならない。ただし、当該船舶について実地によ
る推進性能試験を依頼した場合は、この限りで
ない。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 船型試験規則（昭和二年通信省令第五十六
号）及び船舶用機関性能試験規則（昭和二十五
年運輸省令第五十九号）は、廃止する。
3 この省令の施行前に船型試験規則又は船舶用
機関性能試験規則の規定により依頼又は申請の
あつた事項に関する手数料については、なお従
前の例による。

附 則（平成元年七月二〇日運輸省令第
二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年三月一五日国土交通
省令第三八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施
行する。

附 則（令和二年二月二三日国土交通
省令第九八号）

（施行期日）
1 この省令は、令和三年一月一日から施行す
る。

（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による
改正前の様式による用紙は、当分の間、これを
取り繕って使用することができる。

別表第一
試験の種類
抵抗試験（二状一
態につき）

船舶の長さ	金額
一〇〇メートル以下	六、〇〇〇円
一一〇メートルをこ七、〇〇	〇円
一二五メートルをこ九、五〇	〇円
一五〇メートルをこ一〇、〇〇	〇円
二〇〇メートルをこ一五、〇〇	〇円
二二五メートルをこ一六、〇〇	〇円
二五〇メートルをこ一八、〇〇	〇円
二七五メートルをこ一九、〇〇	〇円
三〇〇メートルをこ二〇、〇〇	〇円
三二五メートルをこ二一、〇〇	〇円
三五〇メートルをこ二二、〇〇	〇円
三七五メートルをこ二三、〇〇	〇円
四〇〇メートルをこ二四、〇〇	〇円
四二五メートルをこ二五、〇〇	〇円
四五〇メートルをこ二六、〇〇	〇円
四七五メートルをこ二七、〇〇	〇円
五〇〇メートルをこ二八、〇〇	〇円
五二五メートルをこ二九、〇〇	〇円
五五〇メートルをこ三〇、〇〇	〇円
五七五メートルをこ三一、〇〇	〇円
六〇〇メートルをこ三二、〇〇	〇円
六二五メートルをこ三三、〇〇	〇円
六五〇メートルをこ三四、〇〇	〇円
六七五メートルをこ三五、〇〇	〇円
七〇〇メートルをこ三六、〇〇	〇円
七二五メートルをこ三七、〇〇	〇円
七五〇メートルをこ三八、〇〇	〇円
七七五メートルをこ三九、〇〇	〇円
八〇〇メートルをこ四〇、〇〇	〇円
八二五メートルをこ四一、〇〇	〇円
八五〇メートルをこ四二、〇〇	〇円
八七五メートルをこ四三、〇〇	〇円
九〇〇メートルをこ四四、〇〇	〇円
九二五メートルをこ四五、〇〇	〇円
九五〇メートルをこ四六、〇〇	〇円
九七五メートルをこ四七、〇〇	〇円
一〇〇〇メートルをこ四八、〇〇	〇円
一〇二五メートルをこ四九、〇〇	〇円
一〇五〇メートルをこ五〇、〇〇	〇円
一〇七五メートルをこ五一、〇〇	〇円
一一〇〇メートルをこ五二、〇〇	〇円
一一二五メートルをこ五三、〇〇	〇円
一一五〇メートルをこ五四、〇〇	〇円
一一七五メートルをこ五五、〇〇	〇円
一二〇〇メートルをこ五六、〇〇	〇円
一二二五メートルをこ五七、〇〇	〇円
一二五〇メートルをこ五八、〇〇	〇円
一二七五メートルをこ五九、〇〇	〇円
一三〇〇メートルをこ六〇、〇〇	〇円
一三二五メートルをこ六一、〇〇	〇円
一三五〇メートルをこ六二、〇〇	〇円
一三七五メートルをこ六三、〇〇	〇円
一四〇〇メートルをこ六四、〇〇	〇円
一四二五メートルをこ六五、〇〇	〇円
一四五〇メートルをこ六六、〇〇	〇円
一四七五メートルをこ六七、〇〇	〇円
一五〇〇メートルをこ六八、〇〇	〇円
一五二五メートルをこ六九、〇〇	〇円
一五五〇メートルをこ七〇、〇〇	〇円
一五七五メートルをこ七一、〇〇	〇円
一六〇〇メートルをこ七二、〇〇	〇円
一六二五メートルをこ七三、〇〇	〇円
一六五〇メートルをこ七四、〇〇	〇円
一六七五メートルをこ七五、〇〇	〇円
一七〇〇メートルをこ七六、〇〇	〇円
一七二五メートルをこ七七、〇〇	〇円
一七五〇メートルをこ七八、〇〇	〇円
一七七五メートルをこ七九、〇〇	〇円
一八〇〇メートルをこ八〇、〇〇	〇円
一八二五メートルをこ八一、〇〇	〇円
一八五〇メートルをこ八二、〇〇	〇円
一八七五メートルをこ八三、〇〇	〇円
一九〇〇メートルをこ八四、〇〇	〇円
一九二五メートルをこ八五、〇〇	〇円
一九五〇メートルをこ八六、〇〇	〇円
一九七五メートルをこ八七、〇〇	〇円
二〇〇〇メートルをこ八八、〇〇	〇円
二〇二五メートルをこ八九、〇〇	〇円
二〇五〇メートルをこ九〇、〇〇	〇円
二〇七五メートルをこ九一、〇〇	〇円
二一〇〇メートルをこ九二、〇〇	〇円
二一二五メートルをこ九三、〇〇	〇円
二一五〇メートルをこ九四、〇〇	〇円
二一七五メートルをこ九五、〇〇	〇円
二二〇〇メートルをこ九六、〇〇	〇円
二二二五メートルをこ九七、〇〇	〇円
二二五〇メートルをこ九八、〇〇	〇円
二二七五メートルをこ九九、〇〇	〇円
二三〇〇メートルをこ一〇〇、〇〇	〇円
二三二五メートルをこ一〇一、〇〇	〇円
二三五〇メートルをこ一〇二、〇〇	〇円
二三七五メートルをこ一〇三、〇〇	〇円
二四〇〇メートルをこ一〇四、〇〇	〇円
二四二五メートルをこ一〇五、〇〇	〇円
二四五〇メートルをこ一〇六、〇〇	〇円
二四七五メートルをこ一〇七、〇〇	〇円
二五〇〇メートルをこ一〇八、〇〇	〇円
二五二五メートルをこ一〇九、〇〇	〇円
二五五〇メートルをこ一〇〇、〇〇	〇円
二五七五メートルをこ一〇一、〇〇	〇円
二六〇〇メートルをこ一〇二、〇〇	〇円
二六二五メートルをこ一〇三、〇〇	〇円
二六五〇メートルをこ一〇四、〇〇	〇円
二六七五メートルをこ一〇五、〇〇	〇円
二七〇〇メートルをこ一〇六、〇〇	〇円
二七二五メートルをこ一〇七、〇〇	〇円
二七五〇メートルをこ一〇八、〇〇	〇円
二七七五メートルをこ一〇九、〇〇	〇円
二八〇〇メートルをこ一〇〇、〇〇	〇円
二八二五メートルをこ一〇一、〇〇	〇円
二八五〇メートルをこ一〇二、〇〇	〇円
二八七五メートルをこ一〇三、〇〇	〇円
二九〇〇メートルをこ一〇四、〇〇	〇円
二九二五メートルをこ一〇五、〇〇	〇円
二九五〇メートルをこ一〇六、〇〇	〇円
二九七五メートルをこ一〇七、〇〇	〇円
三〇〇〇メートルをこ一〇八、〇〇	〇円
三〇二五メートルをこ一〇九、〇〇	〇円
三〇五〇メートルをこ一一〇、〇〇	〇円
三〇七五メートルをこ一一一、〇〇	〇円
三一〇〇メートルをこ一一二、〇〇	〇円
三一二五メートルをこ一一三、〇〇	〇円
三一五〇メートルをこ一一四、〇〇	〇円
三一七五メートルをこ一一五、〇〇	〇円
三二〇〇メートルをこ一一六、〇〇	〇円
三二二五メートルをこ一一七、〇〇	〇円
三二五〇メートルをこ一一八、〇〇	〇円
三二七五メートルをこ一一九、〇〇	〇円
三三〇〇メートルをこ一二〇、〇〇	〇円
三三二五メートルをこ一二一、〇〇	〇円
三三五〇メートルをこ一二二、〇〇	〇円
三三七五メートルをこ一二三、〇〇	〇円
三四〇〇メートルをこ一二四、〇〇	〇円
三四二五メートルをこ一二五、〇〇	〇円
三四五〇メートルをこ一二六、〇〇	〇円
三四七五メートルをこ一二七、〇〇	〇円
三五〇〇メートルをこ一二八、〇〇	〇円
三五二五メートルをこ一二九、〇〇	〇円
三五五〇メートルをこ一三〇、〇〇	〇円
三五七五メートルをこ一三一、〇〇	〇円
三六〇〇メートルをこ一三二、〇〇	〇円
三六二五メートルをこ一三三、〇〇	〇円
三六五〇メートルをこ一三四、〇〇	〇円
三六七五メートルをこ一三五、〇〇	〇円
三七〇〇メートルをこ一三六、〇〇	〇円
三七二五メートルをこ一三七、〇〇	〇円
三七五〇メートルをこ一三八、〇〇	〇円
三七七五メートルをこ一三九、〇〇	〇円
三八〇〇メートルをこ一四〇、〇〇	〇円
三八二五メートルをこ一四一、〇〇	〇円
三八五〇メートルをこ一四二、〇〇	〇円
三八七五メートルをこ一四三、〇〇	〇円
三九〇〇メートルをこ一四四、〇〇	〇円
三九二五メートルをこ一四五、〇〇	〇円
三九五〇メートルをこ一四六、〇〇	〇円
三九七五メートルをこ一四七、〇〇	〇円
四〇〇〇メートルをこ一四八、〇〇	〇円
四〇二五メートルをこ一四九、〇〇	〇円
四〇五〇メートルをこ一五〇、〇〇	〇円
四〇七五メートルをこ一五一、〇〇	〇円
四一〇〇メートルをこ一五二、〇〇	〇円
四一二五メートルをこ一五三、〇〇	〇円
四一五〇メートルをこ一五四、〇〇	〇円
四一七五メートルをこ一五五、〇〇	〇円
四二〇〇メートルをこ一五六、〇〇	〇円
四二二五メートルをこ一五七、〇〇	〇円
四二五〇メートルをこ一五八、〇〇	〇円
四二七五メートルをこ一五九、〇〇	〇円
四三〇〇メートルをこ一六〇、〇〇	〇円
四三二五メートルをこ一六一、〇〇	〇円
四三五〇メートルをこ一六二、〇〇	〇円
四三七五メートルをこ一六三、〇〇	〇円
四四〇〇メートルをこ一六四、〇〇	〇円
四四二五メートルをこ一六五、〇〇	〇円
四四五〇メートルをこ一六六、〇〇	〇円
四四七五メートルをこ一六七、〇〇	〇円
四五〇〇メートルをこ一六八、〇〇	〇円
四五二五メートルをこ一六九、〇〇	〇円
四五五〇メートルをこ一七〇、〇〇	〇円
四五七五メートルをこ一七一、〇〇	〇円
四六〇〇メートルをこ一七二、〇〇	〇円
四六二五メートルをこ一七三、〇〇	〇円
四六五〇メートルをこ一七四、〇〇	〇円
四六七五メートルをこ一七五、〇〇	〇円
四七〇〇メートルをこ一七六、〇〇	〇円
四七二五メートルをこ一七七、〇〇	〇円
四七五〇メートルをこ一七八、〇〇	〇円
四七七五メートルをこ一七九、〇〇	〇円
四八〇〇メートルをこ一八〇、〇〇	〇円
四八二五メートルをこ一八一、〇〇	〇円
四八五〇メートルをこ一八二、〇〇	〇円
四八七五メートルをこ一八三、〇〇	〇円
四九〇〇メートルをこ一八四、〇〇	〇円
四九二五メートルをこ一八五、〇〇	〇円
四九五〇メートルをこ一八六、〇〇	〇円
四九七五メートルをこ一八七、〇〇	〇円
五〇〇〇メートルをこ一八八、〇〇	〇円
五〇二五メートルをこ一八九、〇〇	〇円
五〇五〇メートルをこ一九〇、〇〇	〇円
五〇七五メートルをこ一九一、〇〇	〇円
五一〇〇メートルをこ一九二、〇〇	〇円
五一二五メートルをこ一九三、〇〇	〇円
五一五〇メートルをこ一九四、〇〇	〇円
五一七五メートルをこ一九五、〇〇	〇円
五二〇〇メートルをこ一九六、〇〇	〇円
五二二五メートルをこ一九七、〇〇	〇円
五二五〇メートルをこ一九八、〇〇	〇円
五二七五メートルをこ一九九、〇〇	〇円
五三〇〇メートルをこ二〇〇、〇〇	〇円
五三二五メートルをこ二〇一、〇〇	〇円
五三五〇メートルをこ二〇二、〇〇	〇円
五三七五メートルをこ二〇三、〇〇	〇円
五四〇〇メートルをこ二〇四、〇〇	〇円
五四二五メートルをこ二〇五、〇〇	〇円
五四五〇メートルをこ二〇六、〇〇	〇円
五四七五メートルをこ二〇七、〇〇	〇円
五五〇〇メートルをこ二〇八、〇〇	〇円
五五二五メートルをこ二〇九、〇〇	〇円
五五五〇メートルをこ二一〇、〇〇	〇円
五五七五メートルをこ二一一、〇〇	〇円
五六〇〇メートルをこ二一二、〇〇	〇円
五六二五メートルをこ二一三、〇〇	〇円
五六五〇メートルをこ二一四、〇〇	〇円
五六七五メートルをこ二一五、〇〇	〇円
五七〇〇メートルをこ二一六、〇〇	〇円
五七二五メートルをこ二一七、〇〇	〇円
五七五〇メートルをこ二一八、〇〇	〇円
五七七五メートルをこ二一九、〇〇	〇円
五八〇〇メートルをこ二二〇、〇〇	〇円
五八二五メートルをこ二二一、〇〇	〇円
五八五〇メートルをこ二二二、〇〇	〇円
五八七五メートルをこ二二三、〇〇	〇円
五九〇〇メートルをこ二二四、〇〇	〇円
五九二五メートルをこ二二五、〇〇	〇円
五九五〇メートルをこ二二六、〇〇	〇円
五九七五メートルをこ二二七、〇〇	〇円
六〇〇〇メートルをこ二二八、〇〇	〇円
六〇二五メートルをこ二二九、〇〇	〇円
六〇五〇メートルをこ二三〇、〇〇	〇円
六〇七五メートルをこ二三一、〇〇	〇円
六一〇〇メートルをこ二三二、〇〇	〇円
六一二五メートルをこ二三三、〇〇	〇円
六一五〇メートルをこ二三四、〇〇	〇円
六一七五メートルをこ二三五、〇〇	〇円
六二〇〇メートルをこ二三六、〇〇	〇円
六二二五メートルをこ二三七、〇〇	〇円
六二五〇メートルをこ二三八、〇〇	〇円
六二七五メートルをこ二三九、〇〇	〇円
六三〇〇メートルをこ二四〇、〇〇	〇円
六三二五メートルをこ二四一、〇〇	〇円
六三五〇メートルをこ二四二、〇〇	〇円
六三七五メートルをこ二四三、〇〇	〇円
六四〇〇メートルをこ二四四、〇〇	〇円
六四二五メートルをこ二四五、〇〇	〇円
六四五〇メートルをこ二四六、〇〇	〇円
六四七五メートルをこ二四七、〇〇	〇円
六五〇〇メートルをこ二四八、〇〇	〇円
六五二五メートルをこ二四九、〇〇	〇円
六五五〇メートルをこ二五〇、〇〇	〇円
六五七五メートルをこ二五一、〇〇	〇円
六六〇〇メートルをこ二五二、〇〇	〇円
六六二五メートルをこ二五三、〇〇	〇円
六六五〇メートルをこ二五四、〇〇	〇円
六六七五メートルをこ二五五、〇〇	〇円
六七〇〇メートルをこ二五六、〇〇	〇円
六七二五メートルをこ二五七、〇〇	〇円
六七五〇メートルをこ二五八、〇〇	〇円
六七七五メートルをこ二五九、〇〇	〇円
六八〇〇メートルをこ二六〇、〇〇	〇円
六八二五メートルをこ二六一、〇〇	〇円
六八五〇メートルをこ二六二、〇〇	〇円
六八七五メートルをこ二六三、〇〇	〇円
六九〇〇メートルをこ二六四、〇〇	〇円
六九二五メートルをこ二六五、〇〇	〇円
六九五〇メートルをこ二六六、〇〇	〇円
六九七五メートルをこ二六七、〇〇	〇円
七〇〇〇メートルをこ二六八、〇〇	〇円
七〇二五メートルをこ二六九、〇〇	〇円
七〇五〇メートルをこ二七〇、〇〇	〇円
七〇七五メートルをこ二七一、〇〇	〇円
七一〇〇メートルをこ二七二、〇〇	〇円
七一二五メートルをこ二七三、〇〇	〇円
七一五〇メートルをこ二七四、〇〇	〇円
七一七五メートルをこ二七五、〇〇	〇円
七二〇〇メートルをこ二七六、〇〇	〇円
七二二五メートルをこ二七七、〇〇	〇円
七二五〇メートルをこ二七八、〇〇	〇円
七二七五メートルをこ二七九、〇〇	〇円
七三〇〇メートルをこ二八〇、〇〇	〇円
七三二五メートルをこ二八一、〇〇	〇円
七三五〇メートルをこ二八二、〇〇	〇円
七三七五メートルをこ二八三、〇〇	〇円
七四〇〇メートルをこ二八四、〇〇	〇円
七四二五メートルをこ二八五、〇〇	〇円
七四五〇メートルをこ二八六、〇〇	〇円
七四七五メートルをこ二八七、〇〇	〇円
七五〇〇メートルをこ二八八、〇〇	〇円
七五二五メートルをこ二八九、〇〇	〇円
七五五〇メートルをこ二九〇、〇〇	〇円
七五七五メートルをこ二九一、〇〇	〇円
七六〇〇メートルをこ二九二、〇〇	〇円
七六二五メートルをこ二九三、〇〇	〇円
七六五〇メートルをこ二九四、〇〇	〇円
七六七五メートルをこ二九五、〇〇	〇円
七七〇〇メートルをこ二九六、〇〇	〇円
七七二五メートルをこ二九七、〇〇	〇円
七七五〇メートルをこ二九八、〇〇	〇円
七七七五メートルをこ二九九、〇〇	〇円
七八〇〇メートルをこ三〇〇、〇〇	〇円
七八二五メートルをこ三〇一、〇〇	〇円
七八五〇メートルをこ三〇二、〇〇	〇円
七八七五メートルをこ三〇三、〇〇	〇円
七九〇〇メートルをこ三〇四、〇〇	〇円
七九二五メートルをこ三〇五、〇〇	

第四号様式
試験成績書原本交付申請書
年 月 日
国土交通大臣あて
申請者 住所
氏名又は名称及び代表者の氏名
自動車・普通自動車試験及び船舶・船舶操縦試験規則等 各第1項の規定により、下記
の上記の試験成績書が原本の交付を求めたこと、申請します。
記
1 試験の種類
2 試験成績書の番号
3 必要な部数